

正誤表（主な修正箇所）

平成25年5月16日
大阪府市大都市局 提出

第3回大阪府・大阪市特別区設置協議会 資料2について、誤りがありましたので以下のとおり修正しました。

(ページ)	箇所	正	誤						
2 - 児 - 11	上段表中、 児童相談センターの「管轄地域」欄	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区、 練馬区 、島しょ	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、渋谷区、豊島区、島しょ						
2 - 義 - 15	2行目	(平成 25 年4月15日教育再生実行会議)	(平成 24 年4月15日教育再生実行会議)						
2 - 都 - 12	表中、用途地域欄	用途地域 (出展：平成22年用途地域等の都市計画決定権限の権限移譲に関する緊急要望） 一再掲	用途地域 (出展：平成22年用途地域等の都市計画決定権限の権限移譲に関する緊急要望) 再掲						
	表中、用途地域の「東京都の主張」欄	・都市の在り方を方向付ける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、 都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継続を極めて困難なものにする。 ・ 広域の見地から都が決定すべき都市計画権限までも移譲することになれば、歴史的にも連担する市街地において、都が今日まで取り組んできた用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。 (出典：H22.5.12 「内閣府への緊急要求」から抜粋(再掲))	・23区を一つの都市計画区域として指定しており、 一体の都市として総合的に整備・環境・保全することとされているため、影響が区の区域を超え、広域に及ぶなど広域的観点から定めるべき都市計画については都で定めるべき ・首都東京の都市機能等を維持・向上し、住民生活の利便性の向上等を図るため必要						
	表中、用途地域の「都特別区の主張」欄	・市町村へ権限移譲されている中、特別区のみを除外する措置は地域主権改革の趣旨に反する (出典：都市計画決定権限の移譲対象から一部特別区を除外する案についての緊急声明)	・市町村へ権限移譲されている中、特別区のみを除外する措置は地域主権改革の趣旨に反する						
2 - 下 - 5	上段枠内文章中1行目	大阪府の処理水量は平成20年（200 8 年）をピークに減少傾向。	大阪府の処理水量は平成20年（200 9 年）をピークに減少傾向。						
下 - 6	下段(大阪府の下水処理場)表中、「流域」欄4行目	淀川 右 岸	淀川 左 岸						
	下段(大阪府の下水処理場)表中、「流域」欄5行目	淀川 左 岸	淀川 右 岸						
2 - 消 - 2	上段消防署管轄表中、「各区管轄」欄	<table border="1"> <tr> <td>1消防署・6出張所</td> <td>1消防署・5出張所</td> </tr> <tr> <td>北</td> <td>北・東淀川</td> </tr> </table>	1消防署・6出張所	1消防署・5出張所	北	北 ・東淀川	<table border="1"> <tr> <td>1消防署・5出張所</td> </tr> <tr> <td>北・東淀川</td> </tr> </table>	1消防署・5出張所	北 ・東淀川
1消防署・6出張所	1消防署・5出張所								
北	北 ・東淀川								
1消防署・5出張所									
北 ・東淀川									
消 - 5	2行目及び、枠内文章中3行目	特別区が 連合 して消防責任を有することとした上で、都知事が管理。	特別区が 連帯 して消防責任を有することとした上で、都知事が管理。						
2 - 国 - 18	下段枠内文章中2行目	昭和 34 年 各特別区の国民健康保険事業の実施	昭和 39 年 各特別区の国民健康保険事業の実施						

上記のほか誤字、脱字その他の軽微なものについては、適宜修正しました。